

# 院内感染防止対策に関する取組事項

当院では院内感染防止対策として、以下のような取組を行っています。

1. 病院全体の感染管理に関する意思決定を行う機関として、院長、事務部門の責任者、看護部長、薬剤課の責任者、検査課の責任者、感染症対策に経験のある医師、感染管理認定看護師などから構成する院内感染防止対策委員会を設置し、感染対策に関する事項を検討しています。
2. 感染対策室を設置し、専従の感染管理者を配置しています。
3. 日常的におこる感染に対し、迅速に活動するために、専門的な知識を持った医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を中心とした感染防止対策チームを組織しています。
4. 感染防止対策チームは、週1回各部署を巡回して、感染防止対策の実施状況の把握や、感染症発生時には状況を調査し、現場への指導を行い、感染拡大を防止しています。
5. 感染防止対策チームは、職員対象に院内感染対策に関する研修を年2回以上開催しています。
6. 抗菌薬に関する研修の開催、抗菌薬の選択や投与量、投与方法などの把握を行い、抗菌薬の適正使用を推進しています。
7. 感染防止対策に関するマニュアルを作成し、全職員がマニュアルを遵守するように心がけています。
8. 保健所や地域の医療機関と連携し、情報を共有し、感染防止対策の向上に努めるなど、地域ぐるみの活動をしています。

院長